

○福島県火薬類取締法施行細則

昭和五十一年三月二十三日

福島県規則第十九号

改正 昭和五三年四月一日規則第一七号

昭和五八年二月一日規則第三号

昭和六二年三月三十一日規則第三〇号

平成元年一二月二六日規則第九五号

平成三年三月三〇日規則第三七号

平成六年三月三十一日規則第七二号

平成八年七月二日規則第五五号

平成一一年一月一二日規則第一号

平成一二年四月一日規則第一一一号

平成一二年一月二四日規則第一七三号

平成二八年三月二九日規則第四三号

福島県火薬類取締法施行規則をここに公布する。

福島県火薬類取締法施行細則

(帳簿)

第一条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第四十一条第一項の規定により備える帳簿は、製造業者については火薬類製造明細簿（第一号様式）、販売業者については火薬類取引数量明細簿（第二号様式）、火薬庫の所有者又は占有者については火薬庫火薬類出納明細簿（第三号様式）、消費者については火薬類消費簿（第四号様式）とする。

第二条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「省令」という。）第十六条第三号ト及び第四号への規定により備える帳簿は、火薬庫外貯蔵火薬類出納明細簿（第五号様式）とする。

第三条 省令第五十二条第三項第十二号の規定により備える帳簿は、火薬類取扱所帳簿（第六号様式）とする。

第四条 省令第五十二条の二第三項で準用する省令第五十二条第三項第十二号の規定により備える帳簿は、火工所帳簿（第七号様式）とする。

第五条 省令第五十六条の二第四項で準用する省令第五十二条第三項第十二号の規定により備える帳簿は、火工所帳簿（コンクリート破碎器用）（第八号様式）とする。

第六条 省令第五十三条第二号の規定により記録する帳簿は、発破記録簿（第九号様式）とする。

第七条 省令第五十六条の二第五項で準用する省令第五十三条第二号の規定により記録する帳簿は、コンクリート破砕器消費記録簿（第十号様式）とする。

第八条 省令第五十六条の三第一項第六号の規定により記録する帳簿は、建設用びよう打ち銃用空包存置場所帳簿（第十一号様式）とする。

（報告）

第九条 省令第八十一条の十四の表第一号に掲げる報告書は、火薬類製造報告書（第十二号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第九条の二 省令第八十一条の十四の表第二号に掲げる報告書は、火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書（第十三号様式）とする。

（平一一規則一・追加）

第十条 省令第八十一条の十四の表第四号に掲げる報告書は、火薬類取引数量報告書（第十四号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第十条の二 省令第八十一条の十四の表第五号に掲げる報告書は、火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書（第十五号様式）とする。

（平一一規則一・追加）

第十一条 省令第八十一条の十四の表第八号に掲げる報告書は、火薬庫貯蔵火薬類出納報告書（第十六号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第十一条の二 省令第八十一条の十四の表第九号に掲げる報告書は、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（第十七号様式）とする。

（平一一規則一・追加）

第十二条 法第三十五条の二第三項の規定による報告は、煙火製造施設にあつては煙火（がん具煙火）製造施設定期自主検査報告書（第十八号様式）、火薬庫にあつては火薬庫定期自主検査報告書（第十九号様式）により行うものとする。

第十三条 省令第八十一条の十四の表第十二号に掲げる報告書は、火薬類消費数量報告書（第二十号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第十四条 法第三十六条第一項の規定による報告は、火薬類安定度試験結果報告書（第二十一号様式）により行うものとする。

（届出）

第十五条 省令第八十一条の十四の表第七号に掲げる届出書は、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届（第二十二号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第十六条 省令第八十一条の十四の表第十一号に掲げる届出書は、火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（第二十三号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第十七条 省令第八十一条の十四の表第十四号に掲げる届出書は、火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届（第二十四号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

第十八条 法第三十条第三項又は法第三十三条第二項の規定による届出は、火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届（第二十五号様式）により行うものとする。

第十九条 法第三十五条の二第二項の規定による届出は、火薬庫等定期自主検査計画（変更）届（第二十六号様式）により行うものとする。

第二十条 省令第八十二条第一項の規定による届出は、火薬類製造施設（火薬庫）完成届（第二十七号様式）により行うものとする。

第二十一条 法第十六条第一項の規定による届出は、火薬類製造（販売）営業廃止届（第二十八号様式）により、同条第二項の規定による届出は、火薬庫用途廃止届（第二十九号様式）により行うものとする。

第二十二条 省令第八十一条の十四の表第十五号に掲げる届出書は、火薬類所有権取得届（第三十号様式）とする。

（平一一規則一・全改）

（許可の申請）

第二十三条 法第十三条ただし書の規定による許可の申請は、火薬庫共同使用許可申請書（第三十一号様式）により行うものとする。

（消費計画書）

第二十四条 省令第四十八条第一項の規定による火薬類消費計画書は、煙火の消費にあつては煙火消費計画書（第三十二号様式）、建設用びよう打ち銃用空包の消費にあつては建設用びよう打ち銃用空包消費計画書（第三十三号様式）、その他の火薬類にあつては火薬類

消費計画書（第三十四号様式）によるものとする。

（許可証）

第二十五条 法第二十五条第一項の規定による許可をしたときは、火薬類（煙火）消費許可証（第三十五号様式）を交付する。

第二十六条 法第二十七条第一項の規定による許可をしたときは、火薬類廃棄許可証（第三十六号様式）を交付する。

第二十七条 削除

（平一二規則一一一）

（認可の申請）

第二十八条 法第二十九条第一項及び第五項の規定による認可の申請は、火薬類保安教育計画認可（変更認可）申請書（第三十八号様式）により行うものとする。

（平一二規則一一一・一部改正）

（火薬庫外貯蔵の指示）

第二十九条 省令第十五条第一項の規定により火薬庫外における火薬類の貯蔵場所について指示を受けようとする者は、火薬庫外貯蔵指示申請書（第三十九号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定により火薬庫外貯蔵指示申請書の提出があつた場合において、その貯蔵の場所が省令第十六条の規定による貯蔵の技術上の基準に適合するものであると認めるときは、火薬庫外貯蔵指示証（第四十号様式）を交付する。

（昭六二規則三〇・平一一規則一・一部改正）

（保安教育計画）

第三十条 法第二十九条第四項の規定による指定は、火薬類保安教育計画を定めるべき者の指定書（第四十一号様式）を交付して行うものとする。

第三十一条 省令第六十七条の七第四項の規定による指定の取消しの申請は、火薬類保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書（第四十二号様式）により行うものとする。

（収去証）

第三十二条 法第四十三条第一項の規定により職員が火薬類を収去するときは、その職員は、被収去者に収去証（第四十三号様式）を交付しなければならない。

（平一二規則一一一・全改）

（意見聴取会）

第三十三条 知事は、法第五十五条第一項の意見の聴取（知事がした処分又はその不作為に

- 係るものに限る。以下「意見聴取会」という。)を開こうとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限の七日前までに公告するとともに、法第五十五条第一項に規定する審査請求人、利害関係人及び参加人に予告しなければならない。
- 2 意見聴取会において意見を述べようとする者は、前項の規定により公告された意見申出の期限までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 職業
 - 三 意見の要旨
 - 3 意見聴取会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。
 - 5 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもって、その事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。
 - 6 知事は、前項の規定により利害関係のあることが疎明されたと認めるときは、その者にその旨を通知するものとする。
 - 7 意見聴取会において議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
 - 8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
 - 9 審査請求人、参加人若しくは利害関係人(第六項の規定により、疎明されたと認められた者に限る。以下同じ。)又はこれらの代理人であって、第二項の規定により書面を提出した者は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。
 - 10 議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。
 - 11 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。
 - 12 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。
 - 13 前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行をする場合には、議長は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告しなければならない。この場合において、議長は、その期日及び場所を審査請求人、参加人及び利害関係人又はこれらの代理人に通知

するものとする。

14 議長は、意見聴取会について調書を作成し、その事案の記録につづらなければならない。

15 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

一 事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 審査請求人又は出席したその代理人の氏名及び住所

五 出席した参加人若しくは利害関係人又はこれらの代理人の氏名及び住所

六 出席した行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名

七 陳述またはその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 前各号に掲げるもののほか、意見聴取会の経過に関する主要な事項

16 審査請求人又はその代理人は、その事案の記録を閲覧することができる。参加人及び利害関係人並びにこれらの代理人も同様とする。

(平一二規則一七三・追加、平二八規則四三・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 福島県火薬類施行細則(昭和三十六年福島県規則第四十三号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき提出してある申請書、届出書、報告書その他の書類は、この規則の相当規定に基づき提出した申請書、届出書、報告書その他の書類とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付してある指示証、許可証その他の書類は、この規則の相当規定に基づき交付した指示証、許可証その他の書類とみなす。

5 福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

第1号様式(第1条関係)

火 薬 類 製 造 明 細 簿

工室

種類 _____

工程 _____

年月日	受入数量	製造数量	払出数量	存置数量	備 考

第2号様式(第1条関係)

火 薬 類 取 引 数 量 明 細 簿

種類 _____

月日		譲受 数量	譲渡 数量	現在 数量	譲渡(受)人の住所 及 び 氏 名	法第17条第1項 の 該 当 事 項	備 考

第3号様式(第1条関係)

火薬庫火薬類出納明細簿

種類 _____

日				時	受入 数量	払出 数量	残 数 量	相手方の住所 及 び 氏 名	取 扱 保 安 責 任 者 確 認	備 考
月	日	時	分							

第4号様式(第1条関係)

火 薬 類 消 費 簿

種類 _____

月 日		受入数量	消費数量	残数量	消費場所	取扱保安責任者確認印	備考

第5号様式(第2条関係)

火薬庫外貯蔵火薬類出納明細簿

種類 _____

日				受 入 数	出 量	残 数 量	相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	責 任 者 確 認	備 考
月	日	時	分						

第6号様式(第3条関係)

火 薬 類 取 扱 所 帳 簿

種類 _____

日 時				品 種	前日の 存置量	受入 数量	払 出 数 量		返 送 数 量		火薬庫等 へ返納し た 数 量	残数量	記 録 者 名	取扱保安 責任者 確 認	備 考		
月	日	時	分				単 位	火工所	発破 場所	火工所						発破 場所	

第7号様式(第4条関係)

火 工 所 帳 簿

種類 _____

日 時				品 種	受入数量	払 出 数 量		発 破 場 所 か ら の 返 送 数 量		火薬類取扱所 へ返送又は火 薬庫等へ返納 した数量	残数量	記 録 者 名	責 任 者 確 認	備 考
月	日	時	分			単 位	親ダイ	増ダイ	親ダイ					

第8号様式(第5条関係)

火工所帳簿(コンクリート破砕器用)

日				品	種	単位	受入数量	払出数量	返送数量	火薬庫等 へ返納し た数量	残数量	記 録 者 名	責任者 確 認	備 考	
月	日	時	分												

第9号様式(第6条関係)

発 破 記 録 簿

発破日時	月		日	前後	時	分	
記録者名				所属			
発破場所名							
火 薬 類 の 受 払							
区分	火薬類	種類	単位	受入数量	消費数量	残数量	備考
火薬類取扱所	火薬						
	爆薬						
	火工品						
火工所	親ダイ						
	親ダイ以外の火薬類	火薬					
		爆薬					
	火工品						
	発破孔又は薬室に対する装てん方法						
孔径	孔長	孔数	一孔当り装薬量	備考			
記事							

第10号様式(第7条関係)

コンクリート破砕器消費記録簿

破 砕 日 時	月 日 前 後 時 分			
記 録 者 名			所 属	
破 砕 場 所				
コンクリート破砕器の受払				
種 類	受 入 数 量	消 費 数 量	残 数 量	備 考
破砕孔に対する装てん方法				
孔 径	孔 長	孔 数	一 孔 当 り 装 薬 量	備 考
記 事				

第11号様式(第8条関係)

建設用びよう打ち銃用空包存置場所帳簿

日				品 種	受入 数量	払出 数量	返納 数量	残数量	記録者名	責任者 確 認	備 考
月	日	時	分								

第12号様式(第9条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類製造報告書(年度分)

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名



火薬類取締法施行規則第81条の14の表第1号の規定により、次のとおり報告します。

種 類	繰越数量	製造数量	出荷数量	年 度 末 現 在 数 量	備 考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第13号様式(第9条の2関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第2号の規定により、次のとおり報告します。

名 称		
事務所所在地		
製造所所在地		
(代表者)住所氏名		
区 分	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項
変 更 の 内 容	営 業 許 可 申 請 書	
	事 業 計 画 書	
	定 款	
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第14号様式(第10条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類取引数量報告書(年度分)

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名



火薬類取締法施行規則第81条の14の表第4号の規定により、次のとおり報告します。

火薬類の種類	繰越数量	譲受数量	譲渡数量	年度末 現在数量	備 考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第15号様式(第10条の2関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第5号の規定により、次のとおり報告します。

名 称		
販売所所在地		
(代表者)住所氏名		
区 分	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項
変 更 の 内 容	営 業 許 可 申 請 書	
	事 業 計 画 書	
	定 款	
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第16号様式(第11条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬庫貯蔵火薬類出納報告書(年度分)

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名



火薬類取締法施行規則第81条の14の表第8号の規定により、次のとおり報告します。

火薬庫種別	火薬類 の 種 類	出 納 状 況				備 考
		前年度 残数量	当年度 受入数量	当年度 出庫数量	年度末 在庫数量	
爆薬庫許可 年 月 日 第 号						
火工品庫許可 年 月 日 第 号						

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第17号様式(第11条の2関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第9号の規定により、次のとおり報告します。

名 称			
事務所所在地			
(代表者)住所氏名			
火薬庫設置等 許可年月日等	年 月 日 第 号		
火薬庫の種類			
火薬庫所在地			
変更の 内容	区 分	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項
	火薬庫設置等 許可申請書		
	火薬庫工事 設計明細書		
変 更 年 月 日	年 月 日		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第18号様式(第12条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

煙火(がん具煙火)製造施設定期自主検査報告書

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名

㊟

火薬類取締法第35条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

製造施設の所在地							
製造施設の種類及び棟数							
検査 位 置 の 造	検査年月日	年 月 日	検査を指揮監督した製造 保安責任者記名押印欄				㊟
	検査項目	配 合 室	仕 込 室	仕 上 室	一 時 場	日乾場	
	土 堤						
	防 爆 壁						
	防 火 壁						
	延焼遮断装置						
	消 火 設 置						
	窓						
	出入口扉(施錠)						
	盗難防止設備						
	施設の内面 (床等)						
	施設の外表面						
	静電気除去設備						
	放 冷 設 備						
機 械、器 具							

結 果	設 備	照 明 設 備						
		火薬類の種類 の 表 示						
		停 滞 量 の 表 示						
		定 員 の 表 示						
		取扱心得の表示						
		保 安 距 離						
	備	標 識						
		掲 示 板						
		境 界 柵						
		警 戒 札						
補修箇所	別 紙 の と お り							

- 備考 1 法第7条第1号の技術上の基準に適合している場合は「良」、不適合の場合は、「不良」と記入し、補修内容を別紙に記入し添付すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第19号様式(第12条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬庫定期自主検査報告書

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名



火薬類取締法第35条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

火 薬 庫 所 在 地			
火薬庫の種類及び棟数			
検 査 年 月 日		年 月 日	
検査を指揮監督した取扱 保安責任者記名押印欄		①	
検 位 置 ・ 構 造 ・ 結	検 査 項 目	爆 薬 庫	火 工 品 庫
	保 安 距 離		
	床 面		
	天 井		
	内 壁		
	外 壁		
	内 扉		
	外 扉(施錠)		
	換 気 孔		
	通 気 孔		
	窓		
	有 刺 鉄 線		
	貯 水 槽		
排 水 溝			

果	設	土 堤		
		警 戒 札		
		避 雷 装 置	(オーム)	(オーム)
		防 火 空 地		
	備	最 高 最 低 寒 暖 計		
		警 報 装 置		
補修箇所				

- 備考 1 法第12条第2項の技術上の基準に適合している場合は「良」、不適合の場合は「不良」と記入し、補修内容を記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とすること。

第20号様式(第13条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類消費数量報告書(年度分)

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第12号の規定により、次のとおり報告します。

消 費 場 所					
火薬類の種類	前 年 度 繰 越 数 量	譲 受 数 量	消 費 数 量	現 在 数 量	備 考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第21号様式(第14条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類安定度試験結果報告書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 印

火薬類取締法第36条第1項の規定により、次のとおり報告します。

名 称		
事務所所在地		
(代表者)住所氏名		
試 験 結 果	火薬類製造所名	
	製造年月日	
	製品名	
	火薬類の種類 及び数量	
	試験方法	
	試験年月日	
	試験場所	
	試験成績	
	試験実施者氏名	
備考		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

第22号様式(第15条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第7号の規定により、次のとおりお届けします。

名 称			
事務所所在地			
(代表者)住所氏名			
火薬庫設置等許可年月日等	年 月 日	第	号
火薬庫の種類			
火薬庫所在地			
変更の内容	区 分	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項
	火薬庫設置等許可申請書		
	火薬庫工事設計明細書		
変更年月日	年 月 日		

- 備考 1 火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち、付近の状況又は保安距離の変更に係るものについては、その略図を添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第23号様式(第16条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第11号の規定により、次のとおりお届けします。

名	称		
事 務 所 所 在 地			
(代表者)住所氏名			
消費許可年月日等	年	月	日 第 号
変 更 の 内 容	区 分	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項
	消 費 許 可 申 請 書		
	消 計 画 費 書		
変 更 年 月 日	年	月	日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

第24号様式(第17条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第14号の規定により、次のとおりお届けします。

名 称		
事務所所在地		
(代表者)住所氏名		
許可年月日等	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前の事項	変更後の事項
変更年月日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第25号様式(第18条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 印

火薬類取締法第30条第3項及び同法第33条第2項の規定により、次のとおりお届けします。

名	称				
事務所所在地					
(代表者)住所氏名					
選任した施設等	選任区分	製造施設・火薬庫(種類 棟数)・消費場所			
	所在地				
	許可年月日及び番号				
	製造数量等	1日の製造数量 1年間の貯蔵合計量 1月の消費合計量			
保安責任者	区分	免状の種類等	氏名	住所	備考
	正	種 県 号			
	代理者	種 県 号			
	副	種 県 号			
選任(解任)年月日					
解任の理由					

- 備考 1 「選任区分」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「製造数量等」の欄は、選任区分に従って、該当事項のみを記入すること。
 3 保安責任者に係る免状の写し、経歴書及び雇用関係を証する書類並びに当該保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類を添付すること。
 4 保安手帳の交付を受けている場合は、「備考」の欄に保安手帳の番号を記入す

ること。

5 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

第26号様式(第19条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬庫等定期自主検査計画(変更)届

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名



火薬類取締法第35条の2第2項の規定により、次のとおりお届けします。

名 称		
事務所所在地		
(代表者)住所氏名		
製造施設(火薬庫)所在地		
製造施設(火薬庫)の種類及び棟数		
検査予定年月日	第1次 年 月 日、第2次 年 月 日	
大掃除の場合の火薬類の措置		
検査を指揮監督する保安責任者の氏名		
計画変更事項	変更前の事項	変更後の事項
変更年月日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第27号様式(第20条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬類製造施設(火薬庫)完成届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第82条第1項の規定により、次のとおりお届けします。

名 称	
事務所所在地	
(代表者)住所氏名	
製造施設(火薬庫)所在地	
製造施設(火薬庫)の種類及び棟数	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
完成年月日	年 月 日
完成検査希望年月日	年 月 日
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

第28号様式(第21条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火薬類製造(販売)営業廃止届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法第16条第1項の規定により、次のとおりお届けします。

名 称	
事 務 所 所 在 地	
(代 表 者)住 所 氏 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
製 造 所 所 在 地 販 売 所 所 在 地	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

第29号様式(第21条関係)

※整理番号	第 号
※受理日	年 月 日

火 薬 庫 用 途 廃 止 届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 

火薬類取締法第16条第2項の規定により、次のとおりお届けします。

名 称	
事 務 所 所 在 地	
(代 表 者)住 所 氏 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
火 薬 庫 所 在 地	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第30号様式(第22条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火 薬 類 所 有 権 取 得 届

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第81条の14の表第15号の規定により、次のとおりお届けします。

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
前 所 有 者 の 住 所 氏 名	
所有権取得の理由	
所有権取得年月日	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第31号様式(第23条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬庫共同使用許可申請書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名



火薬類取締法第13条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名	
共同使用の相手方 〔住所、名称及び 代表者氏名〕	
火 薬 庫 所 在 地	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
貯蔵火薬類の種類 及び最大貯蔵量	
火 薬 庫 共 同 使 用 の 理 由	
備 考	

備考 1 添付書類として次のものを提出すること。

- (1) 事業計画書
- (2) 火薬庫共同使用契約書の写し及び火薬庫の占有部分を示す図面
- (3) 取扱保安責任者選任計画書、並びに当該取扱保安責任者に係る免状の写し、経歴書及び雇用関係を証する書類並びに当該取扱責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類

2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

第32号様式(第24条関係)

煙火消費計画書

打揚場所	所在地								
	打揚筒の設置場所に要する区域 (幅メートル×長さメートル)		枠仕掛等の設置場所に要する区域 (幅メートル×長さメートル)		打揚筒相互の最短距離		枠仕掛等から打揚筒の設置場所までの最短距離		
					メートル		メートル		
煙火の種類及び数量	打揚煙火	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	計	
		軽	個	個	個	個	個	個	
		重	個	個	個	個	個	個	
		計	個	個	個	個	個	個	
	打揚玉仕掛	乱玉等	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	センチメートル玉	計	
		軽	個	個	個	個	個	個	
		重	個	個	個	個	個	個	
		計	個	個	個	個	個	個	
	打揚筒の本数	乱玉	センチメートル打揚筒	センチメートル打揚筒	センチメートル打揚筒	センチメートル打揚筒	センチメートル打揚筒	センチメートル打揚筒	計
		本	本	本	本	本	本	本	
	枠仕掛等	枠仕掛	メートル	メートル	メートル	水中仕掛 平方メートル	水中仕掛 平方メートル		
		管	個	個	個	管	管	センチメートル打揚玉 個	
その他	乱玉等(打揚玉仕掛のものを除く。)	が ン 具 煙 火 類 似 の 煙 火		速 火 線					
	個	グラムもの		メートル					
煙火置場	煙火置場の構造等	設置数		打揚筒の設置場所との最短距離	枠仕掛等の設置場所との最短距離	火気取扱所との最短距離			
				メートル	メートル	メートル			

警戒 警戒 備 体制	方位	主 保安物件等	打揚区域か らの距離	危険区域内への 立入禁止の措置の 方法	警 備 要 員 数			
					主催者			計
	東側		メートル					
	西側		メートル					
	南側		メートル					
	北側		メートル					
交 整 理 体 制	打揚場所付近の交通規制及び整理の方法				交通整理要員数			
					主催者			計
消 防 火 体 防 制	万一の不慮の発火に対する消火又は防火措置の方法				消 防 要 員 数			
					主催者			計
不 発 煙 火 の 回 収 体 制	不発煙火の回収の方法及び時期				回 収 要 員 数			
					主催者			計
観 覧 者	観 客 席 の 規 模				予想される観覧者数			
	(おおむね 平方メートル)							

備考 1 添付書類として次のものを提出すること。

- (1) 煙火打揚従事者名簿及び当該煙火打揚従事者に必要な保安教育が施されていることを証する書類
 - (2) 煙火打揚場所及び周辺図
 - (3) 打揚筒及び仕掛枠の配置図
 - (4) 打揚場所に係る土地使用承諾書
 - (5) 火薬類取締法施行規則により打揚煙火及び仕掛煙火の消費場所における保安場所を定める件(昭和60年公告第114号)で定める打揚煙火及び仕掛煙火の消費場所において確保すべき保安措置基準第2条第3号ただし書の規定を適用させる場合は、保安物件等の所有者及び管理者の同意書
 - (6) 花火大会等のプログラム
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とする。

第33号様式(第24条関係)

建設用びよう打銃用空包消費計画書

工 事 の 名 称					
工 事 期 間					
消 費 場 所					
空包を取り扱う必要のある者	氏 名	年 齢	氏 名	年 齢	
消 費 の 方 法	消費数量 1 日 最 大 発 総消費数量 発				
運 搬 時 の 安 全 措 置					
存 置 する 場 合 の 措 置	1 見張人を常時配置する。 2 堅固な設備に収納し施錠する。 (設備の名称) 3 その他()				
備 考					

- 備考 1 県公安委員会の銃砲所持許可証の写し、同委員会に届け出た作業従事者名簿の写し及び消費場所付近の見取図を添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

危害予防の方法	警戒の方法	警戒員を別図の位置に配置する。		
	警告の方法	発破	分前に	によつて警告する。
	※防護措置			
	※交通制服	定期バス・不定期自動車軽車両・歩行者を 発破前 分～発破後 分遮断する。		
取扱所及び火工所		別表のとおり		
貯蔵場所	自己所有火薬庫	所在地		
		種類・棟数	式 級火薬庫、爆薬庫 棟、火工品庫 棟	
	庫外貯蔵所	所在地		
		種類・棟数	式 級火薬庫、爆薬庫 棟、火工品庫 棟	
	委託貯蔵する	所在地		
		所有者	住所	
氏名				
火薬庫	貴殿所有の火薬類を、火薬類消費期間中、私所有の火薬庫に保管することを承認します。 年 月 日 氏名 (印)			
運搬の方法	譲受先	(販売店名称)		
	運搬距離・時間			
	運搬手段			
現場所在地案内図	主な河川、通路、建物、最寄駅名等を明記すること。			

- 備考 1 火薬類を取り扱う必要のある者に必要な保安教育が施されていることを証する書類を添付すること。
- 2 保安手帳等の交付を受けている場合は、「備考」の欄に保安手帳等の番号を記入すること。

火 薬 類 取 扱 所 の 状 況

見 張 人	配置する	配置しない
-------	------	-------

1 位 置

火薬類取扱所の付近に次に該当するものがあれば、その距離を()内に記入すること。	
イ 通路(メートル)	ロ 通路となる坑道(メートル)
ハ 動力線(メートル)	ニ 火薬庫(メートル)
ホ 火気取扱所(メートル)	ヘ 人の出入する建物(メートル)
ト その他(、 メートル)	(、 メートル)
設置場所の湿気の状況	多 い 少 ない

2 構 造

構 築	木造、厚さ センチメートルの鉄筋コンクリート造、厚さ センチメートルのコンクリートブロック造、その他()		
屋 根	金属板ぶき、スレート板ぶき、かわらぶき、その他()		
内 面	板張、 その他()	床面の鉄類	有 無
入口の扉	厚さ ミリメートル鉄板、	木製トタン板張り	
とびらの施錠	()錠		

3 設 備

暖 房	湿水、 蒸気、 熱気	境界柵	有刺鉄線	条張
照 明	型式			
警 戒 札	火薬、 立入禁止、 火気厳禁、	その他()		
取扱に必要な法規心得の掲示	有 無			

4 そ の 他

定 員	人
帳簿記録責任者氏名	

火薬類取扱所の略図(写真でもよい)

平 面 図
側 面 図

火 工 所 の 状 況

1 位 置

火工所の付近に次に該当するものがあれば、その距離を()内に記入すること。	
イ 通路(メートル)	ロ 通路となる坑道(メートル)
ハ 動力線(メートル)	ニ 火薬庫(メートル)
ホ 火薬類取扱所(メートル)	ヘ 他の火工所(メートル)
ト 火気取扱所(メートル)	チ 人の出入する建物(メートル)
リ その他(、 メートル)	(、 メートル)
設置場所の湿気の状況	多 い 少 ない

2 構 造

建 物		その他()	
構 築	木造、その他()	構 築	天幕、その他()
換 気	良 否	日光の直射 を防ぐ措置	
床面の 鉄 類	有 無		
屋 根	金属板ぶき、その他()	雨露を防ぐ 措 置	

3 設 備

暖 房	湿水、 蒸気、 熱気	柵	
照 明	型式		
警 戒 札	火薬、 立入禁止、 火気厳禁、	その他()	
取扱に必要な法規心得の掲示	有 無		

4 そ の 他

定 員	人
帳簿記録責任者氏名	

火 工 所 の 略 図(写真でもよい)

平 面 図
側 面 図

第35号様式(第25条関係)

第 号 年 月 日							
火薬類(煙火)消費許可証							
福島県 地方振興局長 印							
消費の許可を 受けた者	住 所						
	氏名(年齢) 又は名称	歳					
	職 業						
火薬類の種類 及び数量	爆 薬	火 薬	工 雷	業 管	電 雷	気 管	導 火 線
	キログラム	キログラム	個	個	メートル		
煙火の種類 及び数量							
目 的							
証書有効期間	年	月	日から	年	月	日まで	
場 所							
日 時	年	月	日から	年	月	日まで	毎 日 午前 時 午後 時
許 可 の 条 件							
この許可証は、有効期間を満了したとき、有効期間内で消費の目的を達成したとき、 又は消費の目的を失ったときは、直ちに返納しなければならない。							

火薬類の貯蔵場所

第36号様式(第26条関係)

		第 号 年 月 日	
火 薬 類 廃 棄 許 可 証			
福島県 地方振興局長 印			
廃棄の許可を 受けた者	住 所		
	氏名(年齢) 又は名称	歳	
	職 業		
廃棄の場所			
廃棄の日時 (期間)	年 月 日	から 日	毎 日 午前 時 午後 時
廃棄する 火薬類の 種類及び数量	爆 薬	火 薬	工 業 電 気 導 火 線
	キログラム	キログラム	個 個 メートル
廃棄する理由			
廃棄を指揮する者の氏名			
許可の条件			
この許可証は、廃棄の目的を達成したとき又は廃棄の目的を失ったときは、直ちに返納しなければならない。			

第38号様式(第38条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬類保安教育計画認可(変更認可)申請書

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名 ㊟

火薬類取締法第29条第1項(又は第5項)の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
製造所、販売所又は消費場所の所在地	
製造、販売、又は消費する火薬類の種類	
保安教育計画の実施期間	
保安教育を実施する者の氏名	
保安教育を受ける従業員の区分	幹部従業者及び保安関係従事者 人 一般従事者 人 未熟練従事者 人
備 考	

- 備考 1 保安教育計画を添付すること。
2 変更認可申請の場合は、変更部分の新旧対照表を添付すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第39号様式(第29条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬庫外貯蔵指示申請書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏 名 ㊟

火薬類取締法施行規則第15条第1項の規定による指示を、次のとおり申請します。

名 称							
事務所の所在地(電話)							
職 業							
(代表者)住所氏名							
貯蔵、火薬類の 種類及び数量	火 薬	爆 薬	工 業	電 気	導 火		
	キ ロ グ ラ ム	キ ロ グ ラ ム	雷 管 個	雷 管 個	線	メ ー ト ル	
貯 蔵 場 所							
貯 蔵 目 的							
貯 蔵 方 法							
貯 蔵 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						

- 備考 1 添付書類として次のものを提出すること。
- (1) 付近の状況図 (2) 位置、構造及び設備の明細書
 - (3) 土地使用承諾書
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第40号様式(第29条関係)

第 号 年 月 日									
火 薬 庫 外 貯 蔵 指 示 証									
福島県 地方振興局長 印									
貯蔵の指示を 受けた者	住 所								
	氏 名								
	職 業								
貯蔵火薬類の 種類及び数量	火 薬	爆 薬	工 雷	業 管	電 雷	気 管	導 火 線		
	キ ロ ム グ ラ ム	キ ロ ム グ ラ ム	個	個	個	メー トル			
貯 蔵 場 所									
貯 蔵 目 的									
貯 蔵 期 間	年 月 日から								
	年 月 日まで								
指 示 の 条 件									

第41号様式(第30条関係)

第 号 年 月 日	
火薬類保安教育計画を定めるべき者の指定書	
福島県 地方振興局長 <input type="checkbox"/>	
火薬類取締法第29条第4項の規定により、次のとおり指定する。	
指定する消費者の 住 所 氏 名	
事 業 種 別	
消 費 場 所	
指 定 期 間	
保安教育計画の認可を 受 け る べ き 期 限	
備 考	

第42号様式(第31条関係)

※整理番号	第	号
※受理日	年	月 日

火薬類保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

年 月 日

福島県 地方振興局長

氏名 

火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事務所所在地	
(代表者)住所氏名	
消費場所	
理 由	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第43号様式(第32条関係)

取 去 証		第 号
住 所		
氏名又は名称		
取 去 場 所		
品 名 数 量		
火薬類取締法第43条第1項の規定により取去する。		
年 月 日		
	所属 職 氏名	(印)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とすること。

附 則（昭和五三年規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（昭和五八年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第三〇号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第九五号）

この規則は、平成二年一月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成六年規則第七二号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成八年規則第五五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一一年規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一二年規則第一一一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一二年規則第一七三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四三号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に基づく命令の規定による知事の処分又はその不作為（以下「処分等」という。）についての不服申立てであってこの規則の施行の日前にされた処分等に係るものについての改正後の福島県火薬類取締法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第1条関係）

第2号様式（第1条関係）

第3号様式（第1条関係）

第4号様式（第1条関係）

第5号様式（第2条関係）

第6号様式（第3条関係）

第7号様式（第4条関係）

第8号様式（第5条関係）

第9号様式（第6条関係）

第10号様式（第7条関係）

第11号様式（第8条関係）

第12号様式（第9条関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平8規則55・平11規則1・一部改正）

第13号様式（第9条の2関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正）

第14号様式（第10条関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平8規則55・平11規則1・一部改正）

第15号様式（第10条の2関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正）

第16号様式（第11条関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平8規則55・平11規則1・一部改正）

第17号様式（第11条の2関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正）

第18号様式（第12条関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正）

第19号様式（第12条関係）

（昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正）

第20号様式（第13条関係）

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平8規則55・平11規則1・一部改正)

第21号様式 (第14条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第22号様式 (第15条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正)

第23号様式 (第16条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正)

第24号様式 (第17条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正)

第25号様式 (第18条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平12規則111・一部改正)

第26号様式 (第19条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第27号様式 (第20条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第28号様式 (第21条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第29号様式 (第21条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第30号様式 (第22条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正)

第31号様式 (第23条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平12規則111・一部改正)

第32号様式 (第24条関係)

(昭62規則30・全改、平6規則72・平12規則111・一部改正)

第33号様式 (第24条関係)

(平6規則72・一部改正)

第34号様式 (第24条関係)

(平元規則95・平6規則72・平12規則111・一部改正)

第35号様式 (第25条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平6規則72・一部改正)

第36号様式 (第26条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平6規則72・一部改正)

第37号様式 削除

(平12規則111)

第38号様式 (第38条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第39号様式 (第29条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・平11規則1・一部改正)

第40号様式 (第29条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平6規則72・一部改正)

第41号様式 (第30条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平6規則72・一部改正)

第42号様式 (第31条関係)

(昭53規則17・昭62規則30・平3規則37・平6規則72・一部改正)

第43号様式 (第32条関係)

(平12規則111・全改)